

河津町ふるさと納税返礼品認定申請書

年 月 日

河津町長 様

(申込者)

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

担当者名 _____

電話番号 _____ FAX 番号 _____

Eメール _____

河津町ふるさと納税返礼品事業実施要綱に基づき、必要書類を添えて申請をします。

なお、申請にあたっては、個人情報の保護などの法令を遵守し、募集要領の要件や申請内容に相違がなく、町税等に滞納がないことを誓約します。

また、審査において、納税状況の確認のため河津町税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

1 提供商品の区分 ※いずれかの□にレ印をつけて下さい。	<input type="checkbox"/> 4,000 円相当	<input type="checkbox"/> 8,000 円相当	<input type="checkbox"/> 12,000 円相当
	<input type="checkbox"/> 20,000 円相当	<input type="checkbox"/> 40,000 円相当	<input type="checkbox"/> 120,000 円相当
	<input type="checkbox"/> 200,000 円相当	<input type="checkbox"/> 400,000 円相当	
2 登録商品（セット）名 ※30文字以内	ふりがな _____		
3 商品内容（内訳）			
4 商品価格（税込、地場価格）	円	内訳 商品代 送 料	円 円 ※送料は河津から東京までで計算してください
5 発送可能時期・特記事項	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定（発送時期： 月～ 月） <input type="checkbox"/> 個数限定（ 個限定） <input type="checkbox"/> 有効期間（発券から 間有効）※原則1年未満で記入すること		
6 商品説明（PR） ※100文字程度			
7 事業者情報 ※町ホームページに掲載可能なもの	事業者ホームページ（ 有 ・ 無 ） HPアドレス（ _____ ）		

添付資料：①提供商品の画像データ

※そのほか、事業者の概要が分かるパンフレット等があれば添付してください。

留意事項

1. 一返礼品は、「単品」でも「複数商品の詰め合わせ」でも、どちらでも構いません。
2. 一返礼品ごとに、申請書等の提出が必要です。
3. 返礼品発送時に商品等のパンフレットを同封していただくことで、商品の販売促進・PRが図れますが、パンフレットを同封する際は、事前に町まで同封するパンフレットをご提出ください。
4. 返礼品は責任をもって寄附者までお届けください。提供に係る事故・トラブルについて、町は責任を負いません。
5. 送付に係る関係書類は、登録年度終了後一年間は保管してください。

個人情報取扱業務特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この事業が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため河津町（以下「町」という。）から提供された個人情報が記録された資料等（以下「個人情報資料」という。）を、町の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、返礼品を発送するために、宅配業者等に個人情報を提供することを除く。

(再委託等の禁止)

第5 認定事業者は、この事業に係る業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複製、複写の禁止)

第6 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料を、町の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第7 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第8 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料を、業務完了後速やかに町に返還するものとする。ただし、町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第9 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第10 町は、認定事業者が個人情報取扱業務特記事項の内容に反していると認めたときは、認定事業者の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。